

平成26年二級建築士試験

試験場	受験番号	氏名
	—	

問題集

学科Ⅰ（建築計画）

学科Ⅱ（建築法規）

次の注意事項及び答案用紙の注意事項をよく読んでから始めて下さい。

〔注意事項〕

- この問題集は、学科Ⅰ（建築計画）及び学科Ⅱ（建築法規）で一冊になっています。
- この問題集は、表紙を含めて14枚になっています。
- この問題集は、計算等に使用しても差しつかえありません。
- 問題は、全て五枝択一式です。
- 解答は、各問題とも一つだけ答案用紙の解答欄に所定の要領ではっきりとマークして下さい。
- 解答に当たり、適用すべき法令については、平成26年1月1日現在において施行されているものとします。
- 解答に当たり、地方公共団体の条例については、考慮しないことにします。
- この問題集については、試験終了まで試験室に在室した者に限り、持ち帰りを認めます（中途退出者については、持ち帰りを禁止します）。

学科 I (建築計画)

〔No. 1〕 日本の歴史的な建築物に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 薬師寺東塔(奈良県)は、各重に裳階^{もこし}が付いた本瓦葺きの五重塔であり、奈良時代に建てられた建築物である。
2. 円覚寺舍利殿(神奈川県)は、部材が細く、組物が精密に細工され、屋根の反りが強い等の禅宗様(唐様)の特徴を持った建築物である。
3. 法隆寺金堂(奈良県)は、重層の入母屋造りの屋根を持つ堂であり、飛鳥様式で建てられた建築物である。
4. 中尊寺金色堂(岩手県)は、外観が総漆^{うるし}塗りの金箔^{ぼく}押しで仕上げられた方三間の仏堂であり、平安時代に建てられた建築物である。
5. 東大寺南大門(奈良県)は、大仏様(天竺様)の建築様式であり、鎌倉時代に再建された建築物である。

〔No. 2〕 住宅作品に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。ただし、()内は竣工年、所在地を示す。

1. 小篠邸(1981年、兵庫県)は、コンクリートで仕上げられた中庭を挟んで平行に配置された2棟と円弧を描いた増築のアトリエから構成され、敷地の段差を巧みに処理して光を採り込んだ住宅であり、安藤忠雄が設計した。
2. 立体最小限住居(1950年、東京都)は、住宅に関する技術・工法の合理主義的発想から、吹抜け空間を設けることで、最小限でありながら空間的広がりを持たせた住宅であり、池辺陽が設計した。
3. スカイハウス(1958年、東京都)は、取替えや位置の変更が可能な「ムーブネット」と呼ばれる設備ユニットを備え、4枚の壁柱に支えられた住宅であり、菊竹清訓が設計した。
4. 塔の家(1966年、東京都)は、都市部の狭い不整形な敷地に対し、住空間は極めて狭いながら垂直方向に積層して広がりを持たせた住宅であり、東孝光が設計した。
5. 軽井沢の山荘(1963年、長野県)は、1階部分が土台を兼ねた鉄筋コンクリート造で、その上に大きく張り出した片流れ屋根の木造2階部分が特徴の住宅であり、坂倉準三が設計した。

〔No. 3〕 用語・単位に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 熱伝達率の単位は、熱伝導率の単位と異なり、 $W/(m \cdot K)$ である。
2. 日射量は、ある面が受ける単位面積・単位時間当たりの日射エネルギー量で表され、その単位は W/m^2 である。
3. 絶対湿度の単位は、相対湿度の単位と異なり、 $kg/kg(DA)$ である。
4. 着衣量は、人の温熱感覚に影響し、その単位はcloである。
5. 音の強さは、音波の進行方向に垂直な単位面積を単位時間当たりには通過する音響エネルギー量で表され、その単位は W/m^2 である。

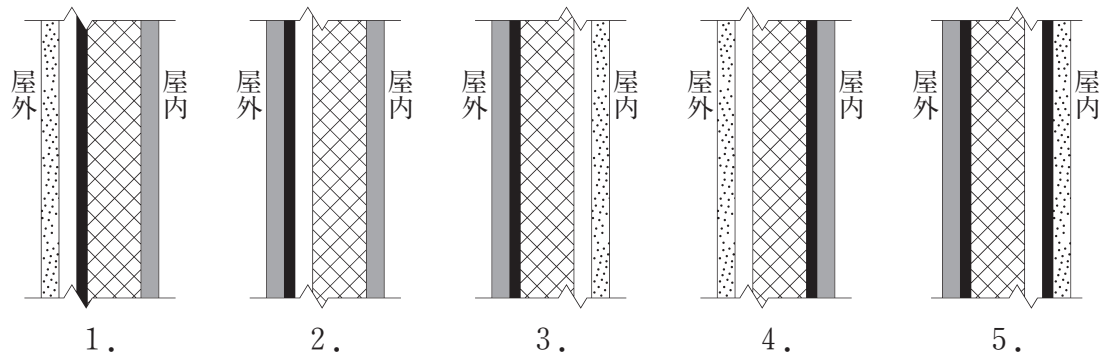
〔No. 4〕 換気に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 居室の空気中において、一般に、二酸化炭素の許容濃度は0.1%(1,000 ppm)であり、毒性の強い一酸化炭素の許容濃度は0.001%(10 ppm)である。
2. 換気回数は、室の1時間当たりの換気量を室容積で除した値である。
3. 第3種機械換気方式は、室内を負圧に保持し、室外への汚染質の流出を防ぐことができるので、便所などに用いられる。
4. 汚染質が発生している室における必要換気量は、その室の容積の大小によって変化する。
5. 2階建の住宅において、屋内の温度よりも外気温が低い場合、下階には外気が入ってくる力が生じ、上階には屋内の空気が出ていく力が生じる。

〔No. 5〕 伝熱に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 鉄筋コンクリート造建築物において、暖房により室温を一定に保っていた場合、暖房停止後の室温の低下は、外壁の構成材料とその厚みが同じであれば、一般に、内断熱工法とした場合より外断熱工法とした場合のほうが小さい。
2. グラスウールの熱伝導率は、繊維の太さが同じであれば、かさ比重が 16 kg/m^3 のものより 32 kg/m^3 のもののほうが小さい。
3. 白色ペイント塗りの壁の場合、可視光線などの短波長放射の反射率は高いが、赤外線などの長波長放射の反射率は低い。
4. 建築材料の熱伝導率の大小関係は、一般に、木材 > 普通コンクリート > 金属である。
5. グラスウールを充填した木造建築物の外壁における「平均熱貫流率」は、木部のヒートブリッジ(熱橋)の影響により、「グラスウールを充填した部分の熱貫流率」に比べて大きい。

〔No. 6〕 図は、木造建築物の外壁の断面を示したものである。冬期における外壁の内部結露防止上、最も望ましいものは、次のうちどれか。



凡 例



断熱層(繊維系)



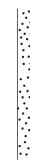
防湿層



空気層



気密性の高い壁材



気密性の低い壁材

〔No. 7〕 日照・日射等に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 冬至の日の1日当たりの直達日射量は、水平面より南向き鉛直面のほうが大きい。
2. 建築物の開口部に水平な庇^{ひさし}を設ける場合、夏期における日射遮蔽効果は、南面より西面のほうが大きい。
3. 夏至の日の居室の冷房負荷は、開口部を南面に設けるより西面に設けるほうが大きい。
4. 北向き鉛直面は、春分の日から秋分の日までの期間に、直達日射を受ける。
5. ダイレクトゲイン方式によるパッシブソーラーハウスを計画する場合、室内の熱容量を大きくしたほうが冬期における太陽熱の利用効果が高い。

〔No. 8〕 採光・照明等に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 住宅の居間における団らんのための照度は、一般に、150～300 lx程度がよいとされている。
2. 一つの窓を有する室内におけるある点の昼光率は、一般に、窓からの距離が遠いほど低くなる。
3. 室内の照度の均斉度は、ある作業面上において、最低照度が同じであれば、最高照度が高いほど高くなる。
4. 一般に、明順応は比較的短時間で完了するが、暗順応には比較的長時間を要する。
5. 光源の色は、色温度が高いほど白く青みを帯び、色温度が低いほど黄色から赤みを帯びる。

〔No. 9〕 音に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 室内騒音の許容値をNC値で示す場合、NC値が大きくなるほど許容される騒音レベルは高くなる。
2. 同じ厚さの一重壁であれば、一般に、壁の単位面積当たりの質量が大きいものほど、透過損失が大きい。
3. 同じ音圧レベルの場合、一般に、1,000 Hzの純音より100 Hzの純音のほうが大きく聞こえる。
4. 音が球面状に一樣に広がる点音源の場合、音源からの距離が2倍になると音圧レベルは、約6 dB低下する。
5. 残響時間は、音源から発生した音が停止してから、室内の平均音圧レベルが60 dB低下するまでの時間をいう。

〔N o. 10〕 屋外気候に関する次の記述のうち、**最も不適当な**ものはどれか。

1. 気温の年較差は、一般に、沿岸部より内陸部のほうが大きい。
2. 快晴日における沿岸部の風は、日中は陸から海へ、夜間は海から陸へ吹く傾向がある。
3. 真冬日の判定には日最高気温が用いられ、冬日の判定には日最低気温が用いられる。
4. 快晴日における相対湿度は、一般に、1日のうちで、夜間は高く、日中は低くなる。
5. 快晴日の夜間における建築物の表面温度は、鉛直面より水平面のほうが低くなりやすい。

〔N o. 11〕 住宅の計画に関する次の記述のうち、**最も不適当な**ものはどれか。

1. ツインベッドを用いる夫婦寝室の内法面積を、収納スペースも含めて 9 m^2 とした。
2. キッチンの機器の配置において、L字型とする場合に、シンク、レンジ、冷蔵庫の各前面の中心を結ぶ動線によってできる三角形の3辺の和が、4 m程度となるようにした。
3. 浴槽の縁は、腰掛けて浴槽に出入りできる形状とし、その高さを洗い場の床面から 400 mm とした。
4. 食器棚(幅 1,200 mm、奥行 450 mm)と 4人掛けの食卓があるダイニングの内法面積を、 11 m^2 とした。
5. 2階にあるバルコニーにおいて、バルコニーの床面からの高さが 500 mm の腰壁の上部に設置する手摺の高さを、腰壁の上端から 800 mm とした。

〔N o. 12〕 集合住宅の計画に関する次の記述のうち、**最も不適当な**ものはどれか。

1. スケルトンインフィル住宅は、「建築物の躯体や共用設備部分」と「住戸専有部分の内装や設備」とを明確に分けて計画することによって、住戸の更新性や可変性を高めた集合住宅である。
2. リビングアクセス型は、一般に、各住戸の表情を積極的に表に出すことを意図して、共用廊下側に居間や食事室を配置する形式である。
3. テラスハウスは、接地型住宅であり、各住戸が専用庭を持っている。
4. メゾネット型は、一般に、フラット型に比べて、プライバシーを確保しやすく、居住性を高めやすい住戸形式である。
5. コレクティブハウスは、住宅入居希望者が集まり、協力して企画・設計から入居・管理までを運営していく方式の集合住宅である。

〔N o. 13〕 商業建築の計画に関する次の記述のうち、**最も不適当な**ものはどれか。

1. ビジネスホテルにおいて、「延べ面積」に対する「客室部門の床面積の合計」の割合を70%とした。
2. 一般的なレストランにおいて、「レストラン全体の床面積」に対する「厨房の床面積」の割合を30%とした。
3. 貸事務所ビルにおいて、「基準階の床面積」に対する「基準階の収益部分の床面積の合計」の割合を80%とした。
4. 喫茶店において、「喫茶店全体の床面積」に対する「厨房の床面積」の割合を15%とした。
5. 量販店において、「延べ面積」に対する「売場部分の床面積の合計(売場内の通路を含む。)」の割合を50%とした。

〔N o. 14〕 学校等の計画に関する次の記述のうち、**最も不適当な**ものはどれか。

1. 保育所において、保育室は、乳児用と幼児用とを間仕切りのないワンルームとし、乳児と幼児の人数比の変動に対応できるようにした。
2. 幼稚園において、園児用の大便器のブースの仕切りの高さを1.2 mとした。
3. 小学校の敷地内において、環境教育の場として、自然の生態系を観察できるビオトープを設けた。
4. 小学校において、多様化する学習形態に合わせたワークスペースとして、多目的スペースを普通教室に隣接して設けた。
5. 教科教室型の中学校において、学校生活の拠点となるホームベースを、移動の際に立ち寄りやすい場所に設けた。

〔N o. 15〕 駐車場及び駐輪場の計画に関する次の記述のうち、**最も不適当な**ものはどれか。

1. 一般用自転車の駐輪スペースを、1台あたり幅60 cm、長さ190 cmとした。
2. 車椅子使用者専用の駐車スペースを、1台あたり幅300 cm、長さ550 cmとした。
3. 屋内駐車場において、自動車用の斜路の本勾配を、 $\frac{1}{8}$ とした。
4. 屋内駐車場において、1台当たりの駐車所要面積をなるべく少なくできるように、60度駐車形式ではなく、直角駐車形式とした。
5. 直角駐車形式の屋内駐車場において、自動車用の車路の幅員を6 mとした。

〔N o . 16〕 建築物の各部の寸法及び床面積に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 飲食店において、立位で食事をするためのカウンターの高さを、床面から1,000 mmとした。
2. 診療所において、病室のベッド1床当たりの左右に設けるあき寸法を、ベッドの端から750 mmとした。
3. 病院において、患者4人収容の一般病室の内法面積を、 20 m^2 とした。
4. 一般的な事務所において、12人が執務する事務室の床面積を、 120 m^2 とした。
5. 図書館の便所において、隣り合うストール型小便器の心々間隔を、800 mmとした。

〔N o . 17〕 高齢者や身体障がい者等に配慮した建築物の計画に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 高齢者を対象とした施設において、非常時に円滑に避難できるように、白地の施設の見取図に黄色で避難路を示した。
2. 廊下の手摺を上下2段に設置し、床面からの高さを、800 mmと600 mmとした。
3. 住宅の改修において、階段の手摺については、両側に設置する余裕がなかったので、高齢者が降りるときの利き手側に設置した。
4. 車椅子使用者に配慮して、室内のドアのキックプレートの高さを、床面から350 mmとした。
5. 車椅子使用者が利用する高低差160 mmの傾斜路において、勾配を $\frac{1}{8}$ とした。

〔N o . 18〕 住宅地の計画に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 近隣住区内の街路は、一般に、通過交通を防ぐために、ループ状やクルドサックとすることが多い。
2. 地区公園は、2～3の近隣分区を合わせた程度の住民の利用を対象とした公園である。
3. 近隣住区は、一般に、小学校を1校必要とする程度の人口規模を単位としたものである。
4. 近隣グループごとに、公共施設として、プレイロットを設ける。
5. スプロールは、都市周辺部において、市街地が無計画、無秩序に拡大していく現象である。

〔N o. 19〕 建築設備に関する次の用語の組合せのうち、最も関係の少ないものはどれか。

1. 照明設備 ————— グレア
2. 給水設備 ————— スロッシング
3. 空気調和設備 ————— ペリメータ
4. 衛生器具設備 ————— ドレンチャ
5. 排水設備 ————— ディスポーザ

〔N o. 20〕 空気調和設備に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. ガスエンジンヒートポンプは、一般に、契約電力を低減させたい場合や、暖房負荷の大きい寒冷地で使用する場合に適している。
2. ガス吸収冷温水機は、夏期、冬期ともにガスを燃焼させ、冷水と温水を同時に又は切り換えて取り出すことができる。
3. 密閉回路の冷温水配管系には、一般に、膨張タンクは不要である。
4. 気化式加湿器は、一般に、加湿素子を水で濡らし、これに空気を接触させ、空気を持つ顕熱により水を蒸発させて加湿を行うものである。
5. 放射冷房を行う場合は、放射パネル表面における結露を防止するために、放射パネル表面の温度を下げ過ぎないように制御する必要がある。

〔N o. 21〕 定風量単一ダクト方式の空気調和設備に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 熱負荷特性が異なる室に対して、それぞれの室の負荷変動に対応することができない。
2. 風量が一定であるので、十分な換気量を定常的に確保できる。
3. 冷却除湿した空気の再熱を行わない場合、部分負荷時における室内湿度は、一般に、設定条件よりも上昇する。
4. 熱負荷のピークの同時発生がない場合、変風量単一ダクト方式に比べて、空調機やダクトサイズを小さくすることができる。
5. 中間期や冬期において、室温よりも低い温度の外気を導入して冷房することができる。

〔No. 22〕 給排水設備に関する次の記述のうち、**最も不適当な**ものはどれか。

1. 屋内の給水管の結露防止のために、一般に、保温材を用いて防露被覆を行う。
2. 高置水槽方式は、一般に、水道直結増圧方式に比べて、給水引込管の管径が大きくなる。
3. バキュームブレーカは、吐水した水又は使用した水が、逆サイホン作用により給水管に逆流することを防止するために設けられる。
4. ポンプ直送方式は、受水槽を設け、給水ポンプによって、建築物内の必要な箇所に給水する方式である。
5. 上水道の給水栓からの飲料水には、所定の値以上の残留塩素が含まれていなければならない。

〔No. 23〕 電気設備に関する次の記述のうち、**最も不適当な**ものはどれか。

1. 無効電力を削減するため、誘導電動機に進相コンデンサを並列に接続した。
2. 搬送動力を削減するため、送風機やポンプ等の電動機をインバータ制御とした。
3. 配電線路の電力損失を少なくするため、負荷電流が大きくなるような電圧で配電電圧を計画した。
4. 変圧器の電力損失を少なくするため、負荷に合わせて変圧器の台数制御を計画した。
5. 消費電力を削減するため、便所に人感センサーと連動させた照明器具を用いた。

〔No. 24〕 次の消防用設備等のうち、消防隊による本格的な消防活動を目的とした設備として、**最も不適当な**ものはどれか。

1. 無線通信補助設備
2. 連結散水設備
3. 連結送水管
4. 非常コンセント設備
5. 屋内消火栓設備

〔No. 25〕 環境・省エネルギーに配慮した建築設備計画に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 年間を通じて安定した給湯需要のある大きな建築物に対して、コージェネレーションシステムを採用した。
2. 小便器の洗浄水として、雨水・排水再利用水を使用する計画とした。
3. 夏期の昼間における冷房負荷を低減するため、外気温が低下する夜間に自然換気を行い、昼間に建築物の内部に蓄えられた熱を排出する計画とした。
4. 換気による冷暖房負荷を低減するため、全熱交換型の換気設備を採用した。
5. 窓システムにおいて、日射による窓部からの熱負荷低減を図るため、ダブルスキン方式より日射による熱負荷の低減効果が高いエアバリア方式を採用した。

学科II（建築法規）

〔No. 1〕 用語に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 日影規制(日影による中高層の建築物の高さの制限)において、「平均地盤面からの高さ」とは、当該建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面からの高さをいう。
2. 構造耐力上主要な部分である基礎は、「主要構造部」である。
3. 建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために当該外壁又は軒裏に必要とされる性能を、「防火性能」という。
4. 長屋又は共同住宅の隣接する住戸からの日常生活に伴い生ずる音を衛生上支障がないように低減するために界壁に必要とされる性能を、「遮音性能」という。
5. 鉄道のプラットフォームの上家は、「建築物」ではない。

〔No. 2〕 次の行為のうち、建築基準法上、全国どの場所においても、確認済証の交付を受ける必要があるものはどれか。

1. 木造平家建、延べ面積 110 m²、高さ 6 m の倉庫の大規模の修繕
2. 木造 2 階建、延べ面積 100 m²、高さ 8 m の飲食店の改築
3. 鉄筋コンクリート造平家建、延べ面積 300 m² の美術館から図書館への用途の変更
4. 鉄骨造平家建、延べ面積 200 m² の一戸建住宅の大規模の模様替
5. 鉄骨造、高さ 8 m の高架水槽の築造

〔No. 3〕 建築基準法上の手続に関するイ～ニの記述について、正しいもののみの組合せは、次のうちどれか。

- イ. 建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書に添える付近見取図には、方位、道路及び目標となる地物を明示しなければならない。
- ロ. 鉄筋コンクリート造2階建、延べ面積250 m²の共同住宅の新築工事について確認済証の交付を受けた後に、当該建築物の計画において国土交通省令で定める軽微な変更を行おうとする場合、建築主は、改めて、確認済証の交付を受けなければならない。
- ハ. 建築主は、建築物の用途の変更に係る確認済証の交付を受けた場合において、当該工事を完了したときは、建築主事に届け出なければならない。
- ニ. 建築物の新築工事の完了検査の申請が受理された後において、当該建築物の完了検査の検査済証の交付を受ける前の仮使用の承認をするのは、特定行政庁である。

- 1. イとロ
- 2. イとハ
- 3. イとニ
- 4. ロとハ
- 5. ハとニ

〔No. 4〕 平家建の建築物に設ける便所の設計を次のようにした場合、建築基準法に適合しないものはどれか。ただし、建築物は下水道法第2条第八号に規定する処理区域内にあるものとする。

- 1. 排水のための配管設備の汚水に接する部分は、不浸透質の耐水材料で造った。
- 2. 床を木造とし、直下の地面からその床の上面までを40 cmとした。
- 3. 天井の高さを、2 mとした。
- 4. 排水のための配管設備の末端は、公共下水道に排水上有効に連結した。
- 5. 水洗便所とし、直接外気に接する窓及び換気設備を設けなかった。

〔No. 5〕 2階建、延べ面積100 m²の一戸建住宅の計画に関する次の記述のうち、建築基準法に**適合しない**ものはどれか。ただし、国土交通大臣が定めた構造方法及び国土交通大臣の認定は考慮しないものとする。

1. 建築物の高さが12 m、軒の高さが9 mで、主要構造部を木造とした。
2. 居間と廊下が常時開放された開口部を通じて相互に通気が確保されているので、廊下に所定の機械換気設備を設けた。
3. 居室に設ける開口部で、公園に面するものについて、採光に有効な部分の面積を算定する場合、その公園の反対側の境界線を隣地境界線とした。
4. 回り階段の部分における踏面の寸法を、踏面の狭い方の端から30 cmの位置において、15 cmとした。
5. 居室以外の室において、密閉式燃焼器具のみを設けたので、換気設備を設けなかった。

〔No. 6〕 屋根を金属板でふき、壁を金属サイディング張りとした木造2階建、延べ面積120 m²、高さ8 mの物品販売業を営む店舗において、横架材の相互間の垂直距離が1階にあっては2.8 m、2階にあっては2.7 mである場合、建築基準法上、1階及び2階の構造耐力上主要な部分である柱の張り間方向及びけた行方向の小径の**必要寸法を満たす最小の数値の組合せ**は、次のうちどれか。ただし、構造計算等による安全性の確認は行わないものとする。

	1階の柱の小径	2階の柱の小径
1.	13.5 cm	12.0 cm
2.	13.5 cm	10.5 cm
3.	12.0 cm	12.0 cm
4.	12.0 cm	10.5 cm
5.	10.5 cm	10.5 cm

〔No. 7〕 構造計算に関するイ～ニの記述について、建築基準法上、正しいもののみの組合せは、次のうちどれか。

- イ. 積雪荷重を計算する場合の積雪の単位荷重は、多雪区域と指定された区域外においては、積雪量 1 cm ごとに 20 N/m^2 以上としなければならない。
- ロ. 風圧力の計算に当たり、建築物に近接してその建築物を風の方向に対して有効にさえぎる他の建築物がある場合においては、その方向における速度圧は、所定の数値の $\frac{1}{2}$ まで減らすことができる。
- ハ. 地震時に液状化のおそれのない砂質地盤の短期に生ずる力に対する許容応力度は、国土交通大臣が定める方法による地盤調査を行わない場合、 50 kN/m^2 としなければならない。
- ニ. 集会場の集会室における床の積載荷重は、建築物の実況によらないで、柱の垂直荷重による圧縮力を計算する場合、そのささえる床の数に応じて減らすことができる。

- 1. イとロ
- 2. イとハ
- 3. ロとハ
- 4. ロとニ
- 5. ハとニ

〔No. 8〕 建築物の構造強度に関する次の記述のうち、建築基準法に**適合しない**ものはどれか。ただし、構造計算等による安全性の確認は行わないものとする。

1. 補強コンクリートブロック造平家建、延べ面積 30 m²の倉庫において、張り間方向及びけた行方向に配置する耐力壁の長さのそれぞれの方向についての合計を、張り間方向に 4 m、けた行方向に 6 mとした。
2. 鉄筋コンクリート造 2 階建、延べ面積 280 m²の事務所において、構造耐力上主要な部分である床版の最大曲げモーメントを受ける部分における引張鉄筋の間隔を、短辺方向において 20 cm以下、長辺方向において 30 cm以下で、かつ、床版の厚さの 3 倍以下となるようにした。
3. 鉄骨造平家建、延べ面積 250 m²の物品販売業を営む店舗において、構造耐力上主要な部分である圧縮力を負担する柱の有効細長比を、200 とした。
4. 木造 2 階建、延べ面積 120 m²の一戸建住宅において、すみ柱は、接合部を通し柱と同等以上の耐力を有するように補強したので、通し柱としなかった。
5. 木造 2 階建、延べ面積 220 m²の共同住宅において、布基礎の立上り部分の鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さを、4 cmとした。

〔No. 9〕 建築物の避難施設等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、耐火性能検証法、防火区画検証法、階避難安全検証法、全館避難安全検証法及び国土交通大臣の認定による安全性の確認は行わないものとする。

1. 避難階が 1 階である 2 階建の診療所(主要構造部が不燃材料で造られている。)で、2 階における病室の床面積の合計が 60 m²であるものには、2 以上の直通階段を設けなければならない。
2. 木造 2 階建の有料老人ホーム(主要構造部が準耐火構造である。)の避難階以外の階において、主たる用途に供する居室及びこれから地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でしたものについては、避難階又は地上に通ずる直通階段への居室の各部分からその一に至る歩行距離を 60 m以下としなければならない。
3. スポーツの練習場には、その規模にかかわらず、非常用の照明装置を設けなくてもよい。

(次頁につづく)

4. 3階建、延べ面積 600 m²の診療所(患者の収容施設を有する。)の階段の部分には、排煙設備を設けなくてもよい。
5. 事務所の用途に供する3階以上の階(高さ 31 m以下の部分)に設置する非常用の進入口には、原則として、奥行き 1 m以上、長さ 4 m以上のバルコニーを設けなければならない。

〔No. 10〕 建築物の防火区画、防火壁、間仕切壁等に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、耐火性能検証法、防火区画検証法、階避難安全検証法、全館避難安全検証法及び国土交通大臣の認定による安全性の確認は行わないものとする。

1. 主要構造部を準耐火構造とした3階建、延べ面積 220 m²の一戸建住宅においては、原則として、階段の部分とその他の部分とを防火区画しなければならない。
2. 木造の建築物に防火壁を設けなければならない場合、当該防火壁は耐火構造とし、かつ、自立する構造である場合でも無筋コンクリート造としてはならない。
3. 患者の収容施設を有する診療所の当該用途に供する部分については、その防火上主要な間仕切壁を防火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。
4. 2階建、延べ面積 300 m²の事務所の1階の一部が自動車車庫(当該用途に供する部分の床面積の合計が 40 m²)である場合、自動車車庫の部分とその他の部分とを防火区画しなくてもよい。
5. 主要構造部を準耐火構造とした3階建の事務所の避難階からその直上階又は直下階のみに通ずる吹抜きとなっている部分でその壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造った場合、吹抜きとなっている部分とその他の部分とを防火区画しなくてもよい。

[No. 11] 建築基準法第 35 条の 2 の規定による内装の制限に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、窓その他の開口部を有しない居室、並びに自動式の消火設備及び排煙設備は設けないものとし、耐火性能検証法、防火区画検証法、階避難安全検証法、全館避難安全検証法及び国土交通大臣の認定による安全性の確認は行わないものとする。

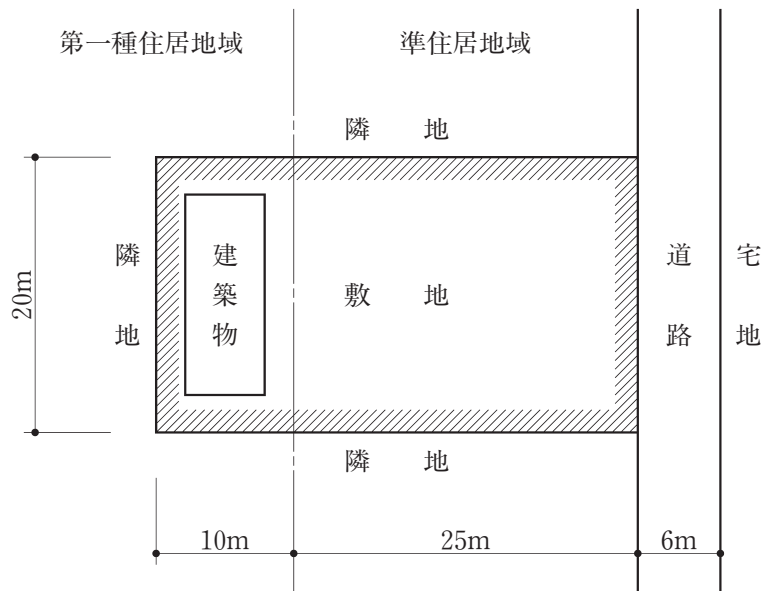
1. 階数が 3 で、延べ面積が 700 m²の建築物は、学校等の用途に供するものを除き、原則として、内装の制限を受ける。
2. 内装の制限を受ける特殊建築物の居室から地上に通ずる主たる廊下の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げは、難燃材料でなければならない。
3. 耐火建築物及び準耐火建築物以外の建築物である延べ面積 300 m²の物品販売業を営む店舗で、店舗の用途に供する部分の床面積の合計が 180 m²のものは、内装の制限を受けない。
4. 主要構造部を耐火構造とした体育館は、その規模にかかわらず、内装の制限を受けない。
5. 住宅に附属する平家建、延べ面積 30 m²の自動車車庫は、内装の制限を受ける。

[No. 12] 次の建築物のうち、建築基準法上、**新築することができる**ものはどれか。ただし、特定行政庁の許可は受けないものとし、用途地域以外の地域、地区等は考慮しないものとする。

1. 第一種低層住居専用地域内のコンビニエンスストア
2. 第二種中高層住居専用地域内のバッティング練習場
3. 第二種住居地域内の保健所
4. 近隣商業地域内のキャバレー
5. 工業専用地域内の幼稚園

[No. 13] 図のような敷地及び建築物の配置において、建築基準法上、**新築してはならない**建築物は、次のうちどれか。ただし、特定行政庁の許可は受けないものとし、用途地域以外の地域、地区等は考慮しないものとする。

1. ホテル
2. 病院
3. マージャン屋
4. 事務所
5. 料理店

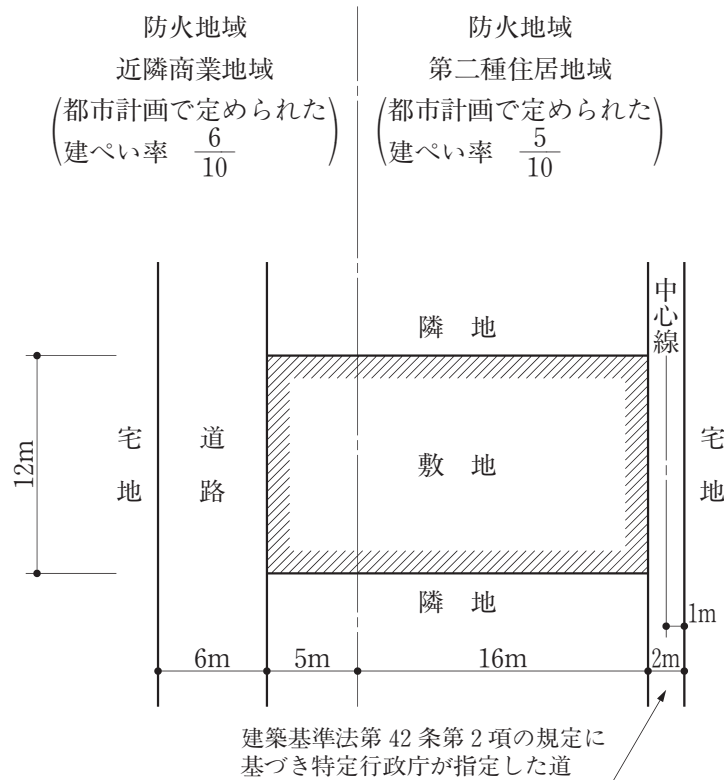


[No. 14] 都市計画区域内における道路等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 都市計画法による新設の事業計画のある道路であっても、2年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定しなければ、建築基準法上の道路に該当しない。
2. 建築基準法第42条第1項第五号の規定により、特定行政庁から位置の指定を受けて道を築造する場合、その道の幅員を6m以上とすれば、袋路状道路とすることができる。
3. 建築基準法第3章の規定が適用された後に築造された幅員4mの農道にのみ2m接する敷地であっても、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可した建築物については、建築することができる。
4. 道路内であっても、地盤面下には、建築物を設けることができる。
5. 建築物の屋根は、特定行政庁が建築審査会の同意を得て許可した場合でなければ、壁面線を越えて建築することができない。

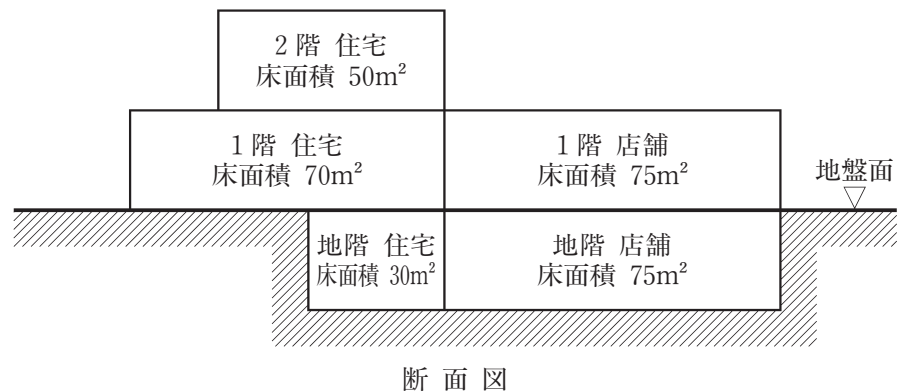
[No. 15] 図のような敷地において、耐火建築物を新築する場合、建築基準法上、新築することができる建築物の**建築面積の最高限度**は、次のうちどれか。ただし、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定等はなく、図に示す範囲に高低差はないものとする。

1. 126 m²
2. 132 m²
3. 144 m²
4. 150 m²
5. 174 m²



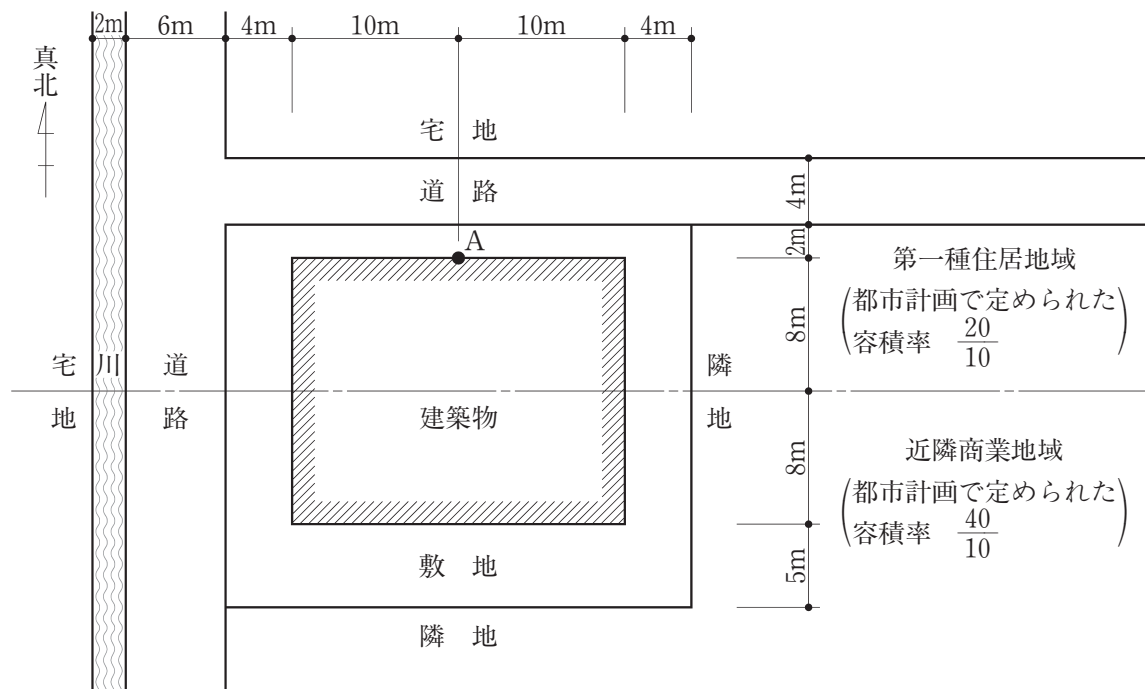
[No. 16] 図のような店舗を併用した一戸建住宅を新築する場合、建築基準法上、容積率の算定の基礎となる**延べ面積**は、次のうちどれか。ただし、自動車車庫等の用途に供する部分はないものとし、地域、地区等及び特定行政庁の指定等は考慮しないものとする。

1. 195 m²
2. 200 m²
3. 250 m²
4. 270 m²
5. 300 m²



断面図

[No. 17] 図のような敷地において、建築物を新築する場合、建築基準法上、A点における地盤面からの建築物の高さの最高限度は、次のうちどれか。ただし、敷地は平坦で、敷地、隣地及び道路の相互間の高低差並びに門及び塀はなく、また、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定等はないものとし、日影規制(日影による中高層の建築物の高さの制限)及び天空率は考慮しないものとする。なお、建築物は、全ての部分において、高さの最高限度まで建築されるものとする。

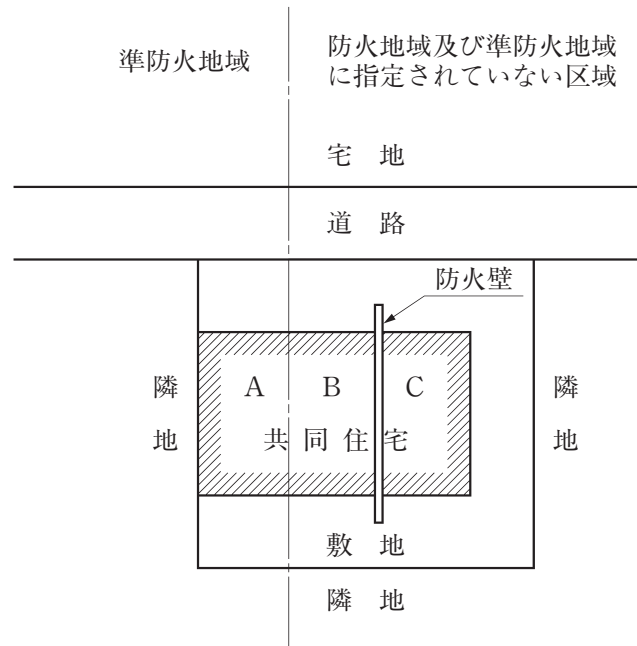


1. 7.5 m
2. 10.0 m
3. 12.5 m
4. 15.0 m
5. 18.0 m

〔No. 18〕 建築物の高さの制限又は日影規制(日影による中高層の建築物の高さの制限)に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っているものはどれか**。ただし、用途地域以外の地域、地区等及び地形の特殊性に関する特定行政庁の定め等は考慮しないものとする。

1. 北側高さ制限において、建築物の敷地が北側で線路敷に接する場合においては、当該線路敷に接する隣地境界線は、当該線路敷の幅の $\frac{1}{2}$ だけ外側にあるものとみなす。
2. 道路高さ制限において、建築物の敷地の地盤面が前面道路より1 m以上高い場合においては、その前面道路は、敷地の地盤面と前面道路との高低差から1 mを減じたものの $\frac{1}{2}$ だけ高い位置にあるものとみなす。
3. 日影規制の対象区域外にある高さが10 mを超える建築物で、冬至日において、対象区域内の土地に日影を生じさせるものは、原則として、当該対象区域内にある建築物とみなして、日影規制を適用する。
4. 日影規制において、地方公共団体が条例で、用途地域の指定のない区域を対象区域とし、軒の高さが7 mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物を指定した場合においては、平均地盤面からの高さが4 mの水平面に生じる日影について、日影規制を適用する。
5. 日影規制において、建築物の敷地の平均地盤面が隣地又はこれに接続する土地で日影の生ずるものの地盤面(隣地又はこれに接続する土地に建築物がない場合においては、当該隣地又はこれに接続する土地の平均地表面)より1 m以上低い場合においては、その建築物の敷地の平均地盤面は、当該高低差から1 mを減じたものの $\frac{1}{2}$ だけ高い位置にあるものとみなす。

[No. 19] 図のような「準防火地域」と「防火地域及び準防火地域に指定されていない区域」にわたる2階建、延べ面積300㎡(各階の床面積150㎡)で、A、B、Cの部分をもつ1棟の共同住宅に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定等はないものとする。



1. 耐火建築物又は準耐火建築物としなくてよい。
2. Aの外壁を準耐火構造とした場合、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。
3. Bの屋根の構造は、市街地における通常の火災による火の粉により、防火上有害な発炎をしないもの及び屋内に達する防火上有害な溶融、き裂その他の損傷を生じないものとしなければならない。
4. Cの外壁の開口部で延焼のおそれのある部分には、防火戸その他の政令で定める防火設備を設けなくてよい。
5. 共同住宅に附属する高さ2mの塀を設ける場合、その塀を木造とすることができる。

〔No. 20〕 建築基準法の適用除外等に関する次の記述のうち、**誤っている**ものはどれか。

1. 一団地内に2以上の構えを成す建築物で総合的設計によって建築されるもののうち、特定行政庁がその各建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものに対する建築基準法の所定の規定の適用については、当該一団地をこれらの建築物の一の敷地とみなす。
2. 非常災害が発生した区域又はこれに隣接する区域で特定行政庁が指定するものの内において、被災者が自ら使用するために建築する延べ面積30㎡以内の応急仮設建築物で、その災害が発生した日から1月以内にその工事を着手するものについては、防火地域内に建築する場合を除き、建築基準法令の規定は、適用しない。
3. 用途地域に関する都市計画の変更により、建築基準法第48条第1項から第13項（用途地域内の建築制限）の規定の適用を受けない既存の建築物は、政令で定める範囲内であれば増築することができる。
4. 景観法の規定により景観重要建造物として指定された建築物のうち、保存すべきものについては、市町村は、国土交通大臣の承認を得て、条例で、建築基準法の所定の規定の全部若しくは一部を適用せず、又はこれらの規定による制限を緩和することができる。
5. 文化財保護法の規定により国宝として指定された建築物であったものの原形を再現する建築物については、文化庁長官の許可を受けた場合に限り、建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、適用しない。

〔No. 21〕 二級建築士に関する次の記述のうち、**建築士法上、誤っている**ものはどれか。

1. 二級建築士は、設計図書の一部を変更した場合は、その設計図書に二級建築士である旨の表示をして記名及び押印をしなければならない。
2. 二級建築士は、原則として、鉄筋コンクリート造2階建、延べ面積500㎡、高さ9mの病院の新築に係る設計をすることができない。
3. 二級建築士は、一級建築士でなければ設計又は工事監理をしてはならない建築物に関する調査又は鑑定業務を、原則として、行うことができない。

(次頁につづく)

4. 二級建築士は、他の二級建築士の設計した設計図書の一部を変更しようとするときは、当該二級建築士の承諾を求めなければならないが、承諾が得られなかったときは、自己の責任において、その設計図書の一部を変更することができる。
5. 二級建築士は、構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合においては、遅滞なく、その旨の証明書を設計の委託者に交付しなければならない。

〔No. 22〕 建築士事務所に関する次の記述のうち、建築士法上、誤っているものはどれか。

1. 建築士事務所の開設者は、設計受託契約を建築主と締結しようとするときは、あらかじめ、当該建築主に対し、管理建築士等をして、設計受託契約の内容及びその履行に関する所定の事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならない。
2. 建築士事務所の開設者は、管理建築士の氏名に変更があったときは、4週間以内に、その旨を当該建築士事務所の所在地を管轄する都道府県知事(都道府県知事が指定事務所登録機関を指定したときは、原則として、当該指定事務所登録機関)に届け出なければならない。
3. 建築士事務所の開設者は、委託者の許諾を得た場合においても、委託を受けた共同住宅(階数が3で、床面積の合計が1,000 m²)の新築工事に係る工事監理の業務を、一括して他の建築士事務所の開設者に委託してはならない。
4. 建築士事務所に属する二級建築士は、建築物の設計又は工事監理の業務に従事しなくても、登録講習機関が行う二級建築士定期講習を受けなければならない。
5. 建築士は、他人の求めに応じ報酬を得て、建築物の建築に関する法令又は条例の規定に基づく手続の代理のみを業として行おうとするときは、建築士事務所を定めて、その建築士事務所について、都道府県知事(都道府県知事が指定事務所登録機関を指定したときは、原則として、当該指定事務所登録機関)の登録を申請しなければならない。

[No. 23] 次の記述のうち、誤っているものはどれか。

1. 「宅地造成等規制法」上、宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土であって、当該盛土をする土地の面積が600 m²で、当該盛土をした部分に高さが1 mの崖を生ずることとなるものは、「宅地造成」である。
2. 「都市計画法」上、市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内において、周辺の市街化調整区域内に居住している者の日常生活のため必要な物品の販売の業務の用に供する延べ面積80 m²の店舗の新築で、当該市街化調整区域内に居住している者が自ら当該業務を営むために行うものは、都道府県知事の許可を必要としない。
3. 「都市計画法」上、都市計画において定められた道路の区域内において、地階を有しない木造2階建、延べ面積150 m²の住宅の改築をしようとする場合は、都道府県知事等の許可を必要としない。
4. 「建設業法」上、延べ面積が150 m²に満たない木造住宅工事のみを請け負うことを営業とする者は、建設業の許可を受けなくてもよい。
5. 「建設業法」上、建設業者は、下請負契約を締結して、元請負人から請け負った建設工事を施工するときは、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者を置かなければならない。

[No. 24] 次の記述のうち、誤っているものはどれか。

1. 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」上、住宅を新築する建設工事の請負契約においては、請負人は、注文者に引き渡した時から10年間、住宅のうち構造耐力上主要な部分又は雨水の浸入を防止する部分として政令で定めるものの^{かし}瑕疵(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)について、所定の担保の責任を負う。
2. 「特定住宅^{かし}瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」上、住宅建設^{かし}瑕疵担保責任保険契約は、国土交通大臣の承認を受けた場合を除き、変更又は解除をすることができない。
3. 「特定住宅^{かし}瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」上、「住宅」とは、人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分(人の居住の用以外の用に供する家屋の部分との共用に供する部分を含む。)をいう。

(次頁につづく)

4. 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」上、長期優良住宅建築等計画の認定を受けようとする共同住宅の規模は、原則として、住戸の少なくとも一の階の床面積（階段部分の面積を除く。）が 40 m²以上であり、一戸の床面積の合計（共用部分の床面積を除く。）が 75 m²以上でなければならない。
5. 「消防法」上、住宅の用途に供される防火対象物の関係者は、原則として、市町村条例で定める基準に従い、住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備を設置し、及び維持しなければならない。

〔N o . 25〕 木造平家建、延べ面積 300 m²の物品販売業を営む店舗の新築工事に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

1. 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」上、建築主等は、当該建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させる義務はない。
2. 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」上、建築主等は、当該建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。
3. 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」上、発注者は、その注文する当該新築工事について、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に努めなければならない。
4. 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」上、当該新築工事の発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の 7 日前までに、所定の事項を都道府県知事に届け出なければならない。
5. 「民法」上、境界線から 1 m 未満の距離において他人の宅地を見通すことのできる窓を当該建築物に設ける場合、原則として、目隠しを付けなければならない。

